

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が本人の責に帰すべき事由により、入社後3ヶ月以内に退職する等して雇用が終了した場合は、受領した手数料のうち次の割合を返戻する制度です。

- | | | |
|-----|------------------|-----|
| (1) | 入社から1ヶ月以内に退職した場合 | 50% |
| (2) | 入社から3ヶ月以内に退職した場合 | 30% |